

## 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置実施要綱

### (趣旨)

第1条 「令和8年3月から適用する令和8年度公共工事設計労務単価及び令和8年度設計業務委託等技術者単価」(以下「新労務単価等」という。)は、令和7年度公共工事設計労務単価及び令和7年度設計業務委託等技術者単価(以下「旧労務単価等」という。)に比して全職種単純平均でそれぞれ4.5%、4.3%上昇した。

新労務単価等については、最近の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させて設定したものとされている。また、設計委託業務等の業界の業績回復による処遇改善状況を反映させたものとしている。

この状況に鑑みこの要綱は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について」(令和8年2月18日付け国不入企第30号)の趣旨に則り適切な対応を図るため、急激な価格水準の変動への対応措置として、特例措置を講じるものである。

### (措置の内容)

第2条 新労務単価等への改定に伴い、技能労働者等の賃金引上げや、使用人等の社会保険等の加入について適切に対応を行う実施対象の受注者等は、豊橋市工事請負契約約款第56条、豊橋市業務委託契約約款第43条、豊橋市土木設計業務等委託契約約款第49条及び豊橋市建築設計業務委託契約約款第49条に基づき、旧労務単価等に基づく契約を新労務単価等に基づく契約に変更するための請負金額の変更の協議を請求することができるものとする。

### (実施対象)

第3条 特例措置の実施対象は、請負契約締結日が令和8年3月1日以降であり、旧労務単価等を適用して予定価格を積算しているものとする。

### (請負金額等の変更)

第4条 特例措置の変更後の請負金額については、次の方式により算出しこれを上限額とする。

変更後の請負金額及び委託金額＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$  :新労務単価等及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$  :当初契約の落札率

(その他)

第5条 本特例措置の運用方法については、別添「特例措置の運用について」によることとし、実施対象の技能労働者等の賃金引上げ、下請負契約の見直し等の確認がされたものについて適用する。

2 本特例措置の対象となる労務単価の職種は、新労務単価に記載のある50職種、技術者単価の職種は新技術者単価に記載のある20職種とする。

附則

この要綱は、令和8年3月4日から施行する。